

金融円滑化への取り組み状況について

当組合で事業資金のご融資をご利用いただいている中小企業者のお客さまが、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合や、当組合で住宅ローン等をご利用いただいているお客さまが、勤務先の業績悪化等のご事情により収入が減少し返済が困難となった場合には、当組合の本部と各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、返済方法見直し等のお申込み・ご相談に適切な対応を行っております。

その取り組み状況について、平成 23 年 3 月末の状況は以下の通りとなっております。

1. 平成 23 年 3 月末日現在の取り組み状況について

平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 3 月末日までの取り組み状況（中小企業金融円滑化法第 4 条・第 5 条に基づく措置の実施状況）は以下のとおりです。

（1）債務者が中小企業者である場合

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

	平成 22 年 12 月末 累計		平成 23 年 3 月末 累計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	993	14,949	1,036	15,523
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	672	13,139	697	13,594
うち、実行に係る貸付債権	671	13,138	694	13,576
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	2	17
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	321	1,809	339	1,928
うち、実行に係る貸付債権	317	1,792	334	1,867
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	44
うち、取下げ(※)に係る貸付債権	4	17	4	17

(※) 「取下げ」とは、お客さまの意思で貸付の条件の変更等の申込みを取下げられた債権

(※) 今回件数 1 件追加の修正を行っています。

(2) 債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

	平成 22 年 12 月末 累計		平成 23 年 3 月末 累計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	211	4,735	228	4,891
うち、実行に係る貸付債権	211	4,735	228	4,891
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	2	28	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(3) 債務者が住宅資金借入者である場合
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

	平成 22 年 12 月末 累計		平成 23 年 3 月末 累計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	74	982	83	1,136
うち、実行に係る貸付債権	73	961	83	1,136
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	1	20	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(※) 今回件数 1 件、金額 11 百万円の追加修正を行っています。

(4) 補足事項

当組合は「中小企業金融円滑化法」の成立に先駆け平成21年9月18日に臨時の支店長会議を開催し、理事長の指示のもと、条件変更等の申込みに対して積極的に取り組んでおります。

その取り組み状況は次のとおりです。

平成21年9月18日～平成23年3月末日までの実績（累計）

①債務者が中小企業者である場合

	債権数	債権額（百万円）
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2,783	47,456
うち、実行に係る貸付債権	2,772	47,180
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	3	61
うち、取下げ（※）に係る貸付債権	8	214

②債務者が住宅資金借入者である場合

	債権数	債権額（百万円）
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	117	1,712
うち、実行に係る貸付債権	117	1,712
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げ（※）に係る貸付債権	0	0

（※）「取下げ」とは、お客さまの意思で貸付けの条件の変更等の申込みを取下げられた債権

金融円滑化に関する方針についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口またはリスク監査室リスク管理課までお問い合わせください。

リスク監査室リスク管理課 電話番号：082-248-1171／FAX：082-240-2120
受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時